



山形県公報

平成19年2月27日(火)
第1819号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                                      |     |
|------------------------------------------------------|-----|
| 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則..... (県民文化課) ...        | 196 |
| 山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則..... (障害福祉課) ... | 同   |

### 告 示

|                                                  |     |
|--------------------------------------------------|-----|
| 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... (経営安定対策課) ... | 199 |
| 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知..... (森 林 課) ...          | 同   |
| 民有保安林の指定施業要件の変更の予定..... ( 同 ) ...                | 200 |
| 同..... ( 同 ) ...                                 | 同   |
| 都市計画の変更..... (都市計画課) ...                         | 203 |
| 同..... ( 同 ) ...                                 | 204 |
| 道路の区域の変更..... (村山総合支庁建設総務課) ...                  | 同   |
| 県道の供用の開始..... ( 同 ) ...                          | 同   |
| 道路の区域の変更..... (庄内総合支庁建設総務課) ...                  | 205 |

### 議 会 関 係

#### 告 示

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 山形県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程..... | 同 |
|-------------------------------------|---|

### 人 事 委 員 会 関 係

#### 規 則

|                                                           |     |
|-----------------------------------------------------------|-----|
| 山形県人事委員会規則1 - 2 (山形県人事委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則) ..... | 207 |
|-----------------------------------------------------------|-----|

#### 訓 令

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令..... | 209 |
|--------------------------|-----|

### 企 業 局 関 係

#### 規 程

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 山形県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程..... | 210 |
|--------------------------------------|-----|

### 病 院 事 業 局 関 係

#### 規 程

|                                        |     |
|----------------------------------------|-----|
| 山形県病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程..... | 212 |
|----------------------------------------|-----|

### 公 告

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| 一般競争入札の公告..... (食品安全対策課) ... | 213 |
|------------------------------|-----|

山形県総合運動公園の陸上競技場の命名権者の募集.....（都市計画課）...215

## 規 則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 2月27日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第10号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年 8月県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第 9 条を第10条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（手続等における情報通信の技術の利用）

- 第 9 条 申請等を行う者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下この条において「情報通信技術利用法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合は、山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年 1月県規則第 4 号。以下この条において「情報通信技術利用規則」という。）第 3 条の規定の例により行わなければならない。
- 2 知事が、情報通信技術利用法第 4 条第 1 項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合又は情報通信技術利用法第 5 条第 1 項の規定に基づき電磁的記録に記録されている事項若しくは当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合は、情報通信技術利用規則第 4 条及び第 5 条の規定の例により行わなければならない。
- 3 条例第 6 条第 3 項の規則で定める措置は、情報通信技術利用規則第 2 条第 2 項第 2 号に規定する電子署名とする。

附 則

この規則は、平成19年 3月 1 日から施行する。

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則をここに公布する。

平成19年 2月27日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第11号

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則

（趣旨）

- 第 1 条 この規則は、山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年 2月県条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（報告の時期）

- 第 2 条 条例第 2 条の規定による報告（以下「報告」という。）は、次の各号に掲げる任意入院者の区分に応じ、当該各号に定める時期に行わなければならない。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。）第20条の 4 第 1 号に該当する任意入院者 当該任意入院者が入院した日の属する月の翌月を初月とする同月以後の 12月ごとの各月
- (2) 省令第20条の 4 第 2 号に該当する任意入院者 当該任意入院者が入院した日の属する月の翌月を初月とする同月以後 6 月を経過する月

（報告書の提出）

- 第 3 条 報告は、別記様式による報告書を提出して行うものとする。

- 2 前項の規定により知事に提出する報告書は、当該報告書を提出する精神科病院の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、平成19年 3月 1 日から施行する。

別記様式

（表）

年 月 日

山形県知事 殿

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

印

任意入院者の定期病状報告書

次のとおり任意入院者の病状について報告します。

|                                                               |                                    |             |         |                |
|---------------------------------------------------------------|------------------------------------|-------------|---------|----------------|
| 任 意 入 院 者                                                     | フリガナ                               |             | 生年月日    | 年 月 日<br>(満 歳) |
|                                                               | 氏 名                                | (男・女)       |         |                |
|                                                               | 住 所                                |             |         |                |
| 任 意 入 院 年 月 日<br>(法第22条の3による入院)                               | 年 月 日                              | 今回の入院年月日    | 年 月 日   |                |
|                                                               |                                    | 入 院 形 態     |         |                |
| 前 回 の 定 期 報 告 年 月 日                                           | 年 月 日                              |             |         |                |
| 病 名                                                           | 1 主たる精神障害                          | 2 従たる精神障害   | 3 身体合併症 |                |
|                                                               | ICDカテゴリー( )                        | ICDカテゴリー( ) |         |                |
| 生 活 歴 及 び 現 病 歴<br>〔推定発病年月、精神科又は<br>神経科受診歴等を記載する<br>こと。〕      | ( 陳述者氏名 続柄 )                       |             |         |                |
| 初 回 入 院 期 間                                                   | 年 月 日 ~                            |             | 年 月 日   |                |
|                                                               | ( 入院形態 )                           |             |         |                |
| 前 回 入 院 期 間                                                   | 年 月 日 ~                            |             | 年 月 日   |                |
|                                                               | ( 入院形態 )                           |             |         |                |
| 初回から前回までの入院回数                                                 | 計 回                                |             |         |                |
| 過去12か月間の外泊の実績                                                 | 1 不定期的 2 定期的( 月単位、数か月単位、盆や正月) 3 なし |             |         |                |
| 過去12か月間の治療の内容と、その結果を記載すること。<br>(過去12か月間に行動制限が行われた際はその必要性について) |                                    |             |         |                |
| 症 状 の 経 過                                                     | 1 悪化傾向                             | 2 動揺傾向      | 3 不変    | 4 改善傾向         |
| 任意入院継続の必要性(通院へ変更ができない理由について具体的に説明すること。)                       |                                    |             |         |                |

|                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>今後の退院へ向けた取り組み</p>                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>&lt;現在の精神症状&gt;</p> <p>&lt;その他の重要な症状&gt;</p> <p>&lt;問題行動等&gt;</p> <p>&lt;現在の状態像&gt;</p> | <p>意識</p> <p>1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )</p> <p>知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)</p> <p>記憶</p> <p>1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )</p> <p>知覚</p> <p>1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )</p> <p>思考</p> <p>1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止</p> <p>7 強迫観念 8 その他 ( )</p> <p>感情・情動</p> <p>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越</p> <p>6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( )</p> <p>意欲</p> <p>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止</p> <p>6 無為・無関心 7 その他 ( )</p> <p>自我意識</p> <p>1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )</p> <p>食行動</p> <p>1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( )</p> <p>4 その他 ( )</p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )</p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態</p> <p>5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態</p> <p>10 その他 ( )</p> |

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| <p>本報告に係る診察年月日</p> | <p>年 月 日</p> |
| <p>診断した主治医氏名</p>   | <p>署名</p>    |

|              |  |
|--------------|--|
| <p>審査会意見</p> |  |
| <p>県の措置</p>  |  |

(裏)

## 記載上の留意事項

- 1 内は、主治医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項の規定又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所及び病院での受診歴についても聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回の報告書の写しを添付することをもって代えることができる。ただし、新たに判明した事実がある場合には、追加して記載すること。
- 5 初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数の欄は、他の診療所及び病院での入院歴及び入院形態についても聴取して記載すること。
- 6 入院時より6か月の間に、開放処遇が制限された者の6か月経過時の報告においては、「過去12か月間」とあるのは「過去6か月間」と読み替えること。
- 7 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近の症状等に重点を置くこと。
- 8 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。
- 9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

---

**告 示**

---

## 山形県告示第157号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年2月27日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.55パーセント」を「年0.50パーセント」に改める。

## 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成19年1月25日から適用する。
- 2 平成19年1月25日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第158号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成19年2月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 解除予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村大字蔵岡字角間沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 3 保安林解除の理由  
用排水路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び戸沢村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第159号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年2月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村大字古口字柏沢2532、2531 - 3、2533 - 1、2533 - 3、2457 - 1、2545 - 1、2545 - 2
  - (2) 保安林として指定された目的  
風害の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村大字古口字柏沢2546 - 1、2546 - 3、2546 - 4、2546 - 5、2546 - 6、3015
- (2) 保安林として指定された目的  
風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村大字角川字鹿ノ沢1775、1776 - 1、1776 - 2
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は、択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

## 山形県告示第160号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年2月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
長井市草岡字近江沢2644、字谷地ノ沢2645、字東堰ノ沢2646、字堰ノ沢2647 - 2、2647 - 3
- (2) 保安林として指定された目的

## 水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
長井市草岡字近江沢2644、字谷地ノ沢2645、字東堰ノ沢2646、字堰ノ沢2647 - 2、2647 - 3
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
長井市寺泉字中ノ澤4265 - 2、4265 - 3、字不動澤4266 - 1、4266 - 4、4266 - 5、字水澤4276 - 2、4276 - 3、4276 - 4、4276 - 5
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
長井市寺泉字瀧ノ沢4226 - 3、4226 - 4
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
長井市寺泉字横平4261-2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

長井市寺泉字安ノ沢4202 - 2、字滝ノ沢4226 - 1

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

長井市寺泉字鴨石沢4198

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

## 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

長井市勸進代字薬研沢2560 - 1、字大瀧沢2561

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字叶水字西山1357 - 15、1357 - 16

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法



- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡白鷹町大字荒砥乙字野長3125 - 29、3125 - 30、3125 - 32、3125 - 33、3125 - 34
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字高峰字清明4226 - 1、4226 - 4、4226 - 5、4226 - 10、大字手ノ字字清明2291 - 7
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 12 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字高峰字蒲沢4030、4031-1、4031-2
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課並びに長井市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 山形県告示第161号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年2月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称  
寒河江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
昭和22年内務省告示第368号（都市計画区域の指定）、昭和25年建設省告示第945号（都市計画区域の変更）、昭和43年建設省告示第2015号（都市計画区域の変更）、昭和48年3月県告示第414号（都市計画区域の変更）及び平成14年5月県告示第489号（都市計画区域の変更）で決定した区域
- 3 縦覧の場所  
土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課

山形県告示第162号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年 2月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 東根都市計画道路
  - (2) 名 称 3・4・3号宮崎西道線、3・5・2号楯岡東根線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - (1) 3・4・3号宮崎西道線
    - イ 追加する部分 東根市大字東根元東根字川原地内
    - ロ 削除する部分 なし
  - (2) 3・5・2号楯岡東根線
    - イ 追加する部分 東根市新田町一丁目、大字東根元東根字新田町、字川原地内
    - ロ 削除する部分 なし
- 3 縦覧の場所  
土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課

山形県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年2月27日から同年3月12日まで縦覧に供する。

平成19年 2月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形羽入線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                       | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長        |
|---------------------------|------|------------------|------------|
| 山形市江俣五丁目2番16から<br>同 2番6まで | 旧    | 32.5メートル<br>32.5 | メートル<br>21 |
| 山形市江俣五丁目2番12から<br>同 2番6まで | 新    | 50.0メートル<br>32.5 | メートル<br>30 |

山形県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年2月27日から同年3月12日まで縦覧に供する。

平成19年 2月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 山形羽入線
- 2 供用開始の区間 山形市江俣五丁目2番12から  
同 2番6まで
- 3 供用開始の期日 平成19年3月1日

## 山形県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年2月27日から同年3月12日まで縦覧に供する。

平成19年2月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 鶴岡村上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|-----------------------------|------|------------------|-------------|
| 鶴岡市荒沢字岩屋平1番38から<br>同 1番38まで | 旧    | 25.4メートル<br>18.2 | メートル<br>31  |
| 鶴岡市荒沢字岩屋平1番38から<br>同 1番62まで | 新    | 30.2メートル<br>20.2 | メートル<br>207 |

## 議 会 関 係

## 告 示

山形県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程をここに公布する。

平成19年2月27日

山形県議会議長 今 井 榮 喜

## 山形県議会告示1号

山形県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、議会に係る手続等（法令又は条例等（条例及び議会の規程をいう。以下同じ。）に基づくもの以外のものを含む。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年12月県条例第62号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名であって当該電子署名を行った者に係る電子証明書とともに送信されるものをいう。

(2) 電子証明書 次に掲げるもの（議会の使用に係る電子計算機から検証できるものに限る。）をいう。

イ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ロ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書

ハ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省、法務省、経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）

ニ 申請等を行う者又は議長が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの

者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録であって、議長が適当と認めるもの  
（電子情報処理組織による申請等）

第3条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他議長が必要と認める事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機（議長が定める技術的基準に適合するものに限る。以下同じ。）から入力してこれを送信することにより申請等を行わなければならない。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 議長は、前条第1項の申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって当該処分通知等を受けることを求めるときを除き、条例第4条第1項の規定により当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 議長は、前項の処分通知等を行うときは、条例等の規定により当該処分通知等について書面等に記載すべきこととされている事項を、議会の使用に係る電子計算機から入力し、議会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

3 議長は、処分通知等を受けるべき者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になったときから24時間以内に記録しない場合その他議長が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 議長は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法若しくは議会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第6条 議長は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、作成等を書面等により行うときに条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項を議会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもって調製する方法により行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第7条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。ただし、第3条第1項の規定により入力した事項により氏名又は名称が明らかとなる手続等で議長が定めるものについては、当該措置を省略することができる。

2 条例第4条第4項及び第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

（その他の手続等）

第8条 議会に係る手続等のうち、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規程の定めるところによる。

2 議会に係る手続等のうち、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条から第6条までの規定又は条例第3条から第6条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規程の定めるところによる。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、議会に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則1 - 2（山形県人事委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）をここに公布する。

平成19年2月27日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 古 澤 茂 堂

山形県人事委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、人事委員会に係る手続等（法令又は条例等（条例及び人事委員会規則をいう。以下同じ。）に基づくもの以外のものを含む。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年12月県条例第62号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名であって当該電子署名を行った者に係る電子証明書とともに送信されるものをいう。

(2) 電子証明書 次に掲げるもの（人事委員会の使用に係る電子計算機から検証できるものに限る。）をいう。

イ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ロ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書

ハ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省、法務省、経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）

ニ 申請等を行う者又は人事委員会が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録であって、人事委員会が適当と認めるもの

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他人事委員会が必要と認める事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力してこれを送信することにより申請等を行わなければならない。

2 前項の申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等（以下「添付書類」という。）に記載されている事項又は記載すべきこととされている事項（前項に掲げるものを除く。以下「添付書類記載事項」という。）を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力してこれを送信し、添付書類記載事項が記録された磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を提出し、又は添付書類記載事項が記載された書面等若しくは添付書類を提出しなければならない。ただし、添付書類のうち人事委員会が定めるものについては、当該添付書類を提出しなければならない。

3 第1項の申請等のうち氏名又は名称を明らかにする必要があるものとして人事委員会が定めるものを行う者は、当該申請等に係る情報に電子署名を行わなければならない。

4 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せて提出する必要があるものを含む。）について、第1項の申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

5 第1項の申請等を行う者は、第7条第1項の規定により電子署名を送信するときは、添付書類のうち人事委員会が定めるものに記載されている事項又は記載すべきこととされている事項の送信及び当該事項が記載された書

面等の提出を省略することができる。

6 人事委員会は、第1項の申請等を行う者が添付書類記載事項を送信したときは、当該添付書類記載事項の確認のために必要な限度において、添付書類を提出させることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 人事委員会は、前条第1項の申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって当該処分通知等を受けることを求めるときを除き、条例第4条第1項の規定により当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 人事委員会は、前項の処分通知等を行うときは、条例等の規定により当該処分通知等について書面等に記載すべきこととされている事項を、人事委員会の使用に係る電子計算機から入力し、人事委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

3 人事委員会は、処分通知等を受けるべき者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になったときから24時間以内に記録しない場合その他人事委員会が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 人事委員会は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法若しくは人事委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第6条 人事委員会は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、作成等を書面等により行うときに条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項を人事委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもって調製する方法により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。ただし、第3条第1項の規定により入力した事項により氏名又は名称が明らかとなる手続等で人事委員会が定めるものについては、当該措置を省略することができる。

2 条例第4条第4項及び第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

(その他の手続等)

第8条 人事委員会に係る手続等のうち、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

2 人事委員会に係る手続等のうち、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条から第6条までの規定又は条例第3条から第6条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

(雑則)

第9条 人事委員会に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合の取扱い及び人事委員会に係る手続等に使用する電子計算機の技術的基準については、この規則に定めるもののほか、県の取扱いの例による。

附 則

この規則は、平成19年3月1日から施行する。

## 訓 令

## 山形県人事委員会訓令第1号

事 務 局

事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年2月27日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 古 澤 茂 堂

## 事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令

事務局文書取扱規程（昭和42年3月県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「その他事務の処理に必要な事項を記載した物」を削る。

第2条第1号「一切の書類」を「書類（図画、フィルム等を含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」に改め、同条中第5号を第7号とし、第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 電子文書 電磁的記録のうち、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(3) 総合行政ネットワーク文書 総合行政ネットワークの電子文書交換システムにより交換される電子文書をいう。

第2条に次の1号を加える。

(8) 電子署名 電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次のいずれにも該当するものをいう。

イ 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

ロ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

第6条第2項を次のように改める。

2 秘密文書は、保存をする必要がなくなつたときは、裁断その他確実な方法により処理しなければならない。これを作成する場合に用いた原稿その他のものについても、また同様とする。

「第2章 文書等の管理」を「第2章 文書の管理」に改める。

第10条第1項中「文書」を「文書（主務者が直接送達を受けた電子文書を除く。）」に改め、同条第2項を削る。

第11条中「文書の送達」を「庶務係は、文書（第12条に規定する文書及び主務者が直接送達を受けた電子文書を除く。）の送達」に、「開封のうえ」を「收受の手続をとる必要がないと主任者が認める文書を除き、開封のうえ当該文書の余白等（電子文書にあつては当該文書を用紙に出力したものの余白）に」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

第11条の2 庶務係は、電子署名が行われた総合行政ネットワーク文書の送達を受けたときは、電子署名の検証を行うとともに、当該文書を用紙に出力したものの余白に朱書きで「電子署名検証済」と記入し、証明印を押印しなければならない。

第12条第1項中「、前条の規定にかかわらず」を削る。

第13条中「配布された」を「配布されたとき又は送達された」に、「配布を受けた」を「配布又は送達を受けた」に改める。

第30条第1項中「発送文書」を「発送文書（電子文書を除く。）」に改める。

第30条の次に次の1条を加える。

（電子署名の実施）

第30条の2 発送文書（電子文書に限る。）には、職員課長の定めるところにより、電子署名を行わなければならない。ただし、前条第1項各号に掲げる文書については電子署名の実施を省略することができる。

第31条に次の1項を加える。

2 電子文書を発送するときは、職員課長が別に定める手続により行わなければならない。

第39条第1項中「廃棄すべき文書で他に利用されるおそれのあるものは、これを裁断し廃棄しなければ」を「個人情報又は印影等他に利用されるおそれのあるものがある場合は、裁断等の適切な処理を行わなければ」に改める。

「第5節 文書以外の記録等の管理」を削る。

第39条の2を次のように改める。

（起案又は回覧により処理する文書以外の文書の管理）

第39条の2 所管する事務につき専決で処理する権限を常例として与えられている者（当該権限に属する事務が代

決により行われた場合の当該代決をした者を含む。以下「専決権者」という。）に了承された文書（起案又は回覧により了承されたものを除く。）については、了承された年月日及び了承した専決権者の職名を適宜の方法により記載し、職員課長が必要と認める期間適切に整理しておかなければならない。

附 則

この訓令は、平成19年3月1日から施行する。

## 企業局関係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第4号

山形県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成19年2月27日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、企業局又はこれに置かれる機関（以下「企業局等」という。）に係る手続等（法令又は条例等（条例及び企業管理規程をいう。以下同じ。）に基づくもの以外のものを含む。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年12月県条例第62号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名であって当該電子署名を行った者に係る電子証明書とともに送信されるものをいう。

(2) 電子証明書 次に掲げるもの（企業局等の使用に係る電子計算機から検証できるものに限る。）をいう。

イ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ロ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書

ハ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省、法務省、経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）

ニ 申請等を行う者又は企業管理者その他の企業局に置かれる機関（以下「企業管理者等」という。）が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録であって、企業管理者が適当と認めるもの

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他企業管理者等が必要と認める事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機（企業管理者が定める技術的基準に適合するものに限る。以下同じ。）から入力してこれを送信することにより申請等を行わなければならない。

2 前項の申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等（以下「添付書類」という。）に記載されている事項又は記載すべきこととされている事項（前項に掲げるものを除く。以下「添付書類記載事項」という。）を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力してこれを送信し、添付書類記載事項が記録された磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を提出し、又は添付書類記載事項が記載された書面等若しくは添付書類を提出しなければならない。ただし、添付書類のうち企業管理者が定めるものについては、当該添付書類を提出しなければならない。

3 第1項の申請等のうち氏名又は名称を明らかにする必要があるものとして企業管理者が定めるものを行う者



は、当該申請等に係る情報に電子署名を行わなければならない。

- 4 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せて提出する必要があるものを含む。)について、第1項の申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。
  - 5 第1項の申請等を行う者は、第7条第1項の規定により電子署名を送信するときは、添付書類のうち企業管理者が定めるものに記載されている事項又は記載すべきこととされている事項の送信及び当該事項が記載された書面等の提出を省略することができる。
  - 6 企業管理者等は、第1項の申請等を行う者が添付書類記載事項を送信したときは、当該添付書類記載事項の確認のために必要な限度において、添付書類を提出させることができる。  
(電子情報処理組織による処分通知等)
- 第4条 企業管理者等は、前条第1項の申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって当該処分通知等を受けることを求めるときを除き、条例第4条第1項の規定により当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 2 企業管理者等は、前項の処分通知等を行うときは、条例等の規定により当該処分通知等について書面等に記載すべきこととされている事項を、企業局等の使用に係る電子計算機から入力し、企業局等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。
  - 3 企業管理者等は、処分通知等を受けるべき者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になったときから24時間以内に記録しない場合その他企業管理者等が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。  
(電磁的記録による縦覧等)
- 第5条 企業管理者等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法若しくは企業局等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。  
(電磁的記録による作成等)
- 第6条 企業管理者等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、作成等を書面等により行うときに条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項を企業局等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもって調製する方法により行うものとする。  
(氏名又は名称を明らかにする措置)
- 第7条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規程で定めるものは、電子署名とする。ただし、第3条第1項の規定により入力した事項により氏名又は名称が明らかとなる手続等で企業管理者が定めるものについては、当該措置を省略することができる。
- 2 条例第4条第4項及び第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規程で定めるものは、電子署名とする。  
(その他の手続等)
- 第8条 企業局等に係る手続等のうち、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規程の規定の例による。
- 2 企業局等に係る手続等のうち、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条から第6条までの規定又は条例第3条から第6条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規程の規定の例による。  
(委任)
- 第9条 この規程に定めるもののほか、企業局等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項は、企業管理者が定める。

#### 附 則

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

## 病院事業局関係

### 規程

#### 山形県病院事業管理規程第1号

山形県病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成19年2月27日

山形県病院事業管理者 野村 一 芳

山形県病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、病院事業局又はこれに置かれる機関（以下「病院事業局等」という。）に係る手続等（法令又は条例等（条例及び病院事業管理規程をいう。以下同じ。）に基づくもの以外のものを含む。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年12月県条例第62号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名であって当該電子署名を行った者に係る電子証明書とともに送信されるものをいう。

(2) 電子証明書 次に掲げるもの（病院事業局等の使用に係る電子計算機から検証できるものに限る。）をいう。

イ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ロ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書

ハ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省、法務省、経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）

ニ 申請等を行う者又は病院事業管理者（以下「管理者」という。）その他の病院事業局に置かれる機関（以下「管理者等」という。）が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録であって、管理者が適当と認めるもの。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他管理者等が必要と認める事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機（管理者が定める技術的基準に適合するものに限る。以下同じ。）から入力してこれを送信することにより申請等を行わなければならない。

2 前項の申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等（以下「添付書類」という。）に記載されている事項又は記載すべきこととされている事項（前項に掲げるものを除く。以下「添付書類記載事項」という。）を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力してこれを送信し、添付書類記載事項が記録された磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を提出し、又は添付書類記載事項が記載された書面等若しくは添付書類を提出しなければならない。ただし、添付書類のうち管理者が定めるものについては、当該添付書類を提出しなければならない。

3 第1項の申請等のうち氏名又は名称を明らかにする必要があるものとして管理者が定めるものを行う者は、当該申請等に係る情報に電子署名を行わなければならない。

4 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せて提出する必要があるものを含む。）について、第1項の申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

5 第1項の申請等を行う者は、第7条第1項の規定により電子証明書を送信するときは、添付書類のうち管理者が定めるものに記載されている事項又は記載すべきこととされている事項の送信及び当該事項が記載された書面

等の提出を省略することができる。

- 6 管理者等は、第1項の申請等を行う者が添付書類記載事項を送信したときは、当該添付書類記載事項の確認のために必要な限度において、添付書類を提出させることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

- 第4条 管理者等は、前条第1項の申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって当該処分通知等を受けることを求めるときを除き、条例第4条第1項の規定により当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

- 2 管理者等は、前項の処分通知等を行うときは、条例等の規定により当該処分通知等について書面等に記載すべきこととされている事項を、病院事業局等の使用に係る電子計算機から入力し、病院事業局等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

- 3 管理者等は、処分通知等を受けるべき者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になったときから24時間以内に記録しない場合その他管理者等が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(電磁的記録による縦覧等)

- 第5条 管理者等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法若しくは病院事業局等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

- 第6条 管理者等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、作成等を書面等により行うときに条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項を病院事業局等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもって調製する方法により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

- 第7条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。ただし、第3条第1項の規定により入力した事項により氏名又は名称が明らかとなる手続等で管理者が定めるものについては、当該措置を省略することができる。

- 2 条例第4条第4項及び第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

(その他の手続等)

- 第8条 病院事業局等に係る手続等のうち、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規程の規定の例による。

- 2 病院事業局等に係る手続等のうち、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条から第6条までの規定又は条例第3条から第6条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規程の規定の例による。

(委任)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、病院事業局等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、牛海綿状脳症スクリーニング検査キットの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年2月21日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁2階 入札室
- (2) 日 時 平成19年3月14日(水) 午後2時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量  
牛海綿状脳症スクリーニング検査キット 26,880検体
- (2) 調達をする物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間  
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 履行場所  
入札説明書による。
- (5) 入札方法  
192検体当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 牛海綿状脳症スクリーニング検査キットメーカーと代理店契約を締結していること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部危機管理室食品安全対策課 企画・食品衛生担当  
電話番号 023(630)2677

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

## 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を平成19年3月9日(金)午後3時まで提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

イ 山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書、同名簿に現に登載されている者にあつては競争入札参加資格確認申請書

ロ 3の(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

山形県総合運動公園の陸上競技場の命名権者（ネーミングライツスポンサー）を次のとおり募集する。

平成19年2月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集する施設及び所在地  
山形県総合運動公園の陸上競技場 天童市山王1番1号
- 2 契約期間  
3年間
- 3 申込者に必要な資格  
次の各号に該当しない者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者
  - (3) 山形県から指名停止措置を受けている者
  - (4) 県税その他の租税の滞納がある者
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続を行っている者
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
  - (1) 配布期間 平成19年3月7日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
  - (2) 配布場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県土木部都市計画課行政担当 電話023 - 630 - 2584
- 5 申込書の提出期間及び提出場所
  - (1) 提出期間 4(1)に掲げる期間
  - (2) 提出場所 4(2)に掲げる場所
- 6 その他
  - (1) この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。
  - (2) 詳細については、募集要項による。

平成19年2月27日印刷  
平成19年2月27日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056